

農業委員会だより

臨時号

〒970-8026
いわき市平字堂根町4-8
TEL.0246(22)7534
FAX.0246(22)7538

編集・発行 いわき市農業委員会

農家と
農委を
つなぐ
広報誌



小川江筋に桜満開 古里の歴史を学ぶ



(詳しくは3ページ)

主な記事のご紹介

2ページ

- 農地パトロール強化月間

3ページ

- 今号の表紙から
- 農地流動化情報

4ページ

- 農業者年金加入について
- 農作業にご注意を



8月から11月は「農地パトロール強化月間」です!



昨年の農地パトロール(太陽光発電設備への転用に係る履行状況調査)

農地パトロール強化月間とは

毎年8月から11月を農地パトロール強化月間として、農業委員と農地利用最適化推進委員、事務局職員が、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見を目的に現地調査を実施するものです。また、広報車や市ホームページ等の広報活動を通じて、市民への法制度の普及啓発を図ります。

実施スケジュール

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	・・・	概ね6か月後
農地パトロール (農業委員・推進委員による 利用状況調査)			利用意向調査 (所有者等へ調査票を送付 →意向を記入し返信)		意向に沿った支援など (農地中間管理機構への 貸し出し支援等)			現地確認など (自ら耕作・貸し出し を行う意向の農地)	

農地パトロールへのご協力を

同パトロールのため、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

調査後はどうなるのか

所有者の意向を踏まえ、農地を効率的に利用できるよう、農地中間管理機構への貸し出しや、本紙面「農地流動化情報」への掲載などの支援を行います。

利用意向調査は必ず返信を

遊休農地や遊休化のおそれのある農地に関しては、所有者・借受人に今後の利用方法の意向を確認するための書類を郵送しますので、必ず返信ください。



ご不明な点はお問い合わせください

農地調査係 ☎(22)7574

今号の表紙から

今月の表紙は、今年4月に行われた、小川江筋用水路に桜の絵を描く会の様子です。

改修工事により新しくなった平中神谷地区の用水路に、市立平第六小学校の全児童約250人が22班に分かれ、テーマを決めて、桜並木や鳥、昆虫など思い思いの絵を描きました。

同小学校では、主に4年生が、社会科の授業として、江戸時代から地元地域の農業を支えてきた小川江筋の歴史や役割を学んでいます。

平北部の約900haの農地に農業用水を供給し、約1800戸の農家が利用している小川江筋は、江戸時代初期に、磐城平藩需主内藤氏の家臣、澤村勘兵衛により開削されたと伝わります。

以来、総延長30kmの小川江筋は、350年以上の歴史を経て、今もなお、私たちの暮らしに密接につながっています。

小川江筋の恵みを受けた磐城平が実りの季節を迎えます。

農地流動化情報

Vol.48

農業委員会では、耕作を目的とする農地情報の収集・提供を行っています。売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談下さい。

◆ 売りたい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	平沼ノ内字中田 (3筆)	田	60.47
2	平上山口字田中 (1筆)	田	15.17
3	平上平窪字牛淵 (1筆)	田	3.86
4	平南白土字北沢 (1筆)	田	2.14
5	平豊間字神之前 (1筆)	田	16.59
6	平豊間字鈴之沢 (1筆)	田	10.55
7	平薄磯字三反田 (2筆)	畑	2.37
8	平豊間字下ノ内 (1筆)	畑	5.90
9	平下高久字牛転 (1筆)	畑	29.32
10	永崎字馬落前 (1筆)	田	10.02
11	泉町本谷字磐井沢 (1筆)	畑	1.14
12	三沢町酒井作 (2筆)	田	23.04
13	沼部町鍛冶前 (3筆)	田	21.32
14	沼部町天比越 (1筆)	田	15.44
15	沼部町八幡前 (1筆)	田	6.37
16	勿来町窪田大槻 (1筆)	畑	4.19
17	富津町島台 (1筆)	畑	5.91
18	三沢町後田 (1筆)	田	23.73
19	三沢町田島 (2筆)	田	13.43
20	三沢町酒井作 (2筆)	畑	4.87
21	錦町川原 (1筆)	畑	1.38

◆ 売りたい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
22	小浜町西ノ作 (1筆)	畑	4.12
23	沼部町柳原 (1筆)	畑	2.51
24	四倉町八茎字沼ノ原 (1筆)	田	13.58
25	四倉町狐塚字高野堀 (1筆)	畑	2.49
26	久之浜町久之浜字中浜 (1筆)	田	3.33
27	久之浜町久之浜字呑内 (1筆)	田	10.18
28	久之浜町久之浜字中浜 (1筆)	畑	1.76
29	平下大越字山ノ神 (1筆)	畑	4.93

◆ 貸したい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	平中平窪字二堂田 (1筆)	田	4.97
2	平南白土字大作 (3筆)	田	19.56
3	平上平窪字酢釜 (1筆)	畑	7.82
4	平上平窪字滝ノ上 (3筆)	畑	8.72
5	遠野町滝字滝道 (3筆)	田	14.64



詳細を知りたいという方は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ

農地調査係 ☎(22)7574

農業者年金に加入しませんか？

《農業者年金の特徴》

○農業者年金は、農業者だけが加入できる国民年金の上乗せ年金(公的年金)です。

○納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積み立て方式です。

○自分で月額保険料を決められます(2万円から6万7千円の範囲内の千円単位)。また、途中で月額を変更することができます。

○任意脱退が可能です(脱退一時金はありません)。

○支払った保険料は、加入期間に応じ、任意脱退しても将来受給できる年金額に反映されます。

○加入後は、国民年金の付加年金(月額400円)にも加入していただく必要があります。

「農業者年金受給権者現況届」の提出はお済みですか？

農業者年金を受けている方は、農業者年金基金から毎年5月下旬に郵送される「現況届」の提出が必要です。

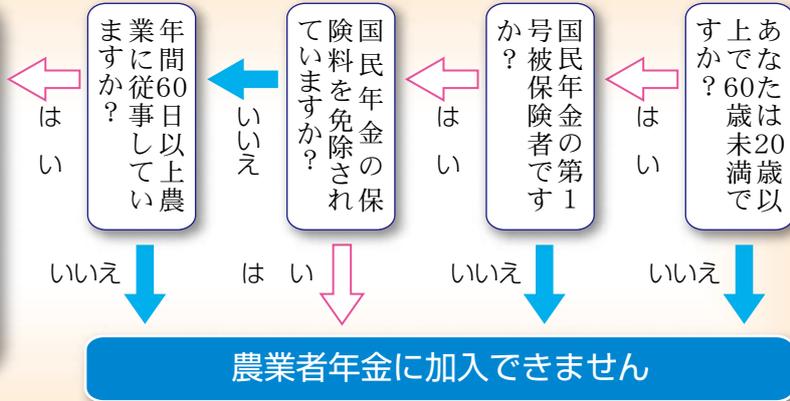
提出がないときは農業者年金の支払いが11月の入金から差し止められますのでご注意ください。

提出期限は6月末日です。まだお済みでない方は、農業委員会事務局へ提出してください。



お問い合わせ
農政振興係
☎(22)7534

農業者年金に加入できます！



農業機械から道路に落とした泥・土塊にはご注意を

田植え、稲刈り、畑作業など、農作業には農業機械が欠かせません。

みなさんは、道路を農業機械で走る際、後ろを確認していますか？

泥や土塊を落としたままにしているませんか？

ひとつ間違えると、大きな事故につながりかねません。



交通安全に配慮

道路を走る際は、泥や土塊を落とさないよう、農地内で泥・土塊を落とし細心の注意を払って運転しましょう。

また、やむを得ず道路を汚してしまった場合には、すみやかに泥・土塊の除去をしていただくようお願いいたします。

農業機械から落ちた泥や土塊を放置し、他の車両に損害を生じさせた場合、損害賠償責任を問われる可能性があり、また、道路交通法違反として罰則が適用される場合もあります。

これからの時期、暑い日が多くなります。体が暑さに慣れていないと、熱中症にかかりやすくなりますので、農作業に従事される際には、こまめな水分補給を心がけましょう。本格的な夏を迎え、暑さが続きますので、くれぐれもご自愛ください。